

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続に係る手続開始の公示
(建築のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和8年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とします。

令和8年2月5日

支出負担行為担当官

北海道開発局稚内開発建設部長 巖倉 啓子

1 業務概要

(1) 業務名 間寒別地区 事業計画等検討業務 (電子入札対象案件)
(電子契約対象案件)

(2) 業務内容

本業務は、間寒別地区における事業計画検討のため、基礎調査、環境調査、計画調査、換地計画調査及び事業計画書(案)を作成するものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和9年2月24日まで。

(4) 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(5) 本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

(6) 本業務は、「低価格受注業務が有る場合における予定管理技術者の手持ち業務量の制限等」の試行業務である。

(7) 本業務は、賃金等の変動に対処するための「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)の試行業務である。

2 参加資格

技術提案書の提出者は、次に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 北海道開発局における業種区分「土木関係コンサルタント」に係る令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。

(3) 北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領(昭和60年4月1日付け北開局工第

1号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(説明書参照)

(5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験及び能力

(2) 配置予定技術者の経験及び能力、手持ち業務の状況

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定の技術者の経験及び能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、CPD取得単位、優秀技術者表彰の経歴

(2) 業務の実施方針、実施フロー、工程表その他

業務の理解度、実施方針の妥当性、実施手順及び工程表の妥当性

(3) 特定テーマに関する技術提案

(4) 参考見積の妥当性

5 手続等

(1) 担当部局

〒097-8527 北海道稚内市末広5丁目6番1号

北海道開発局稚内開発建設部契約課 上席専門官

電話 0162-33-1068 (ダイヤルイン)

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

令和8年2月5日から令和8年3月26日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から18時00分(最終日は、技術提案書受付締切予定時刻である11時00分)まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 参加表明書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年2月5日9時00分から令和8年2月24日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により提出すること。提出先は上記5(1)に同じ。

(4) 技術提案書の受領期限、提出先及び提出方法

令和8年3月11日9時00分から令和8年3月26日11時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参、書留郵便(提出期間内必着。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。提出期間内

必着。) により提出すること。提出先は上記 5 (1) に同じ。

6 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約書作成の要否 要。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 5 (1) に同じ。
- (4) 技術提案書に関するヒアリングを行う場合がある。
- (5) 当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (6) 上記 2 (2) に掲げる一般競争(指名競争) 参加資格の決定を受けていない者も上記 5 (3) により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
- (7) 本業務にかかる見積決定及び契約締結は、令和 8 年 5 月 20 日を予定しているが、当該業務にかかる令和 8 年度予算成立が令和 8 年 5 月 21 日以降となった場合は、予算成立日以降とする。
また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。
- (8) 詳細は説明書による。